

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 九 号

平成七年四月二十七日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 中西 續介君

理事 久間 章生君

理事 松岡 利勝君

理事 小川 忠正君

理事 鉢呂 吉雄君

赤城 徳彦君

栗原 博久君

七条 明君

徳田 虎雄君

松下 忠洋君

石破 茂君

実川 幸夫君

畑 英次郎君

増田 敏男君

山岡 賢次君

石橋 大吉君

辻 一彦君

玄葉光一郎君

出席國務大臣

農林水産大臣 大河原太一郎君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 高橋 政行君

食糧庁長官 上野 博史君

林野庁長官 入澤 肇君

委員外の出席者

参議院農林水産委員長 青木 幹雄君

農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

委員の異動

四月十二日

辞任 藤田 スミ君 補欠選任 古堅 実吉君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

同日 古堅 実吉君 補欠選任 藤田 スミ君

出、第二百二十八回国会衆法第一号の撤回許可に関する件

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案(参議院提出、参法第三号)

○中西委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。大河原農林水産大臣。

農産物検査法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○大河原農林水産大臣 農産物検査法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

主要食糧である米麦につきましては、その公正かつ円滑な取引と品質の改善を助長するため、昭和二十六年に制定された農産物検査法に基づき、一定の規格基準のもとで適正な格付が確保されるよう、国の検査が実施されてきたところであります。

一方、近年、米麦の生産、流通、消費をめぐる諸情勢が大きく変化の中で、米麦の品質や安定供給に対する国民の関心が高まっております。また、米につきましましては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、いわゆる新食糧法が制定され、新たな米管理システムに移行することとなっております。さらに、新食糧法を御審議いただいた世界貿易機関設立協定等に関する特別委員会の附帯決議においても、農産物検査制度のあり方について検討することが求められていたところであります。

このような状況を踏まえ、国民の信頼にこたえ

得る適切な検査を通じ米麦の安定流通の確保を図っていただくため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、米麦の義務検査の見直しを行うこととし、米につきましては、新食糧法における計画流通米は、引き続き義務検査の対象とし、それ以外の米、いわゆる計画外流通米については、新食糧法の趣旨を踏まえ、義務検査の対象外とし、任意検査とするものであります。

また、麦につきましては、新食糧法に基づき、政府が買い入れ、売り渡しを行う麦については、引き続き義務検査の対象とし、それ以外の麦は、任意検査とするものであります。

第二に、流通段階における品質の変化に伴う品位の評価等のニーズにこたえるため、米麦の売買取引業者等の希望に応じて、量目及び品位の検査を行う等の流通段階の検査を導入することとしております。

第三に、米麦の品質についての新たなニーズの高まりにこたえるため、米の食味を構成している成分や小麦の加工適性と関連する成分を農産物検査の規格に新たに加えることとしております。

また、あわせて、効率的な検査体制の整備を図る観点から、国以外の第三者機関で指定を受けたものに對して、成分の検査の業務を委託することができるとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて本案の趣旨の説明は終わりました。

○中西委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る五月十一日木曜日、参考人の出頭を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中西委員長 この際、お諮りいたします。

第二百二十八回国会より継続審査となつております江藤隆美君外四名提出、外国産牛肉輸入調整法案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中西委員長 次に、参議院提出、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。参議院農林水産委員長青木幹雄君。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○青木(幹)参議院議員 ただいま議題となりました緑の募金による森林整備等の推進に関する法律

案につきまして、提案の趣旨及び主要な内容を御説明申し上げます。

森林及び樹木は、心に安らぎを与え、また、あらゆる生物の生存に不可欠な水の供給源として、人間の健康で文化的な生活にとって欠くべからざる貴重な財産であり、これを守っていくのは国民全体の責務であります。

このような認識のもとに、緑化推進のための国民運動である緑の羽根募金運動が昭和二十五年以来着実に進められてきたところでありますが、募金組織等運動の基盤が十分に整備されていないため、募金額の面でも、また緑化推進に対する普及啓発の面でも、満足できる状況にはありません。しかしながら、森林の公益的機能に対する国民の期待がかつてないほど高まり、また、地球環境の保全に対する我が国の国際貢献が強く求められておる今日、緑の羽根募金運動の意義は、従来にも増して高まっているところであります。

本法律案は、以上のような観点から、国民の森林整備等の意義に対する理解を高めるとともに、国民全体による森林整備等の取り組みを推進するため、国民の自発的協力を基礎とする緑の羽根募金の基本的性格を維持しつつ、これを緑の募金として、その基盤の強化と取り組みの多様化を図ることを目的とするものであります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明を申し上げます。

第一に、緑の募金は、都道府県段階においては知事の指定を受けた都道府県緑化推進委員会が、また、全国段階においては農林水産大臣の指定を受けた国土緑化推進機構が、それぞれ行うことといたしております。

第二に、緑の募金による寄附金の使途は、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力について都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構が行う助成等に必要経費とすることといたしております。

第三に、都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構の行う業務の公正かつ透明な運営を確保

するため、これら団体に係る運営協議会の設置、緑の募金に係る区分経理、緑の募金の計画及び結果の公告等、所要の措置を講じようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び主要な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて本案の趣旨の説明は終わりました。

○中西委員長 本案につきましては、質疑及び討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大河原農林水産大臣。

○大河原農林水産大臣 ただいま可決されました緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の執行に当たりましては、法の趣旨を体して適切に対処してまいりたいと考えております。

また、森林整備等につきましては、引き続き最善の努力をしてまいります所存でございます。

○中西委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○中西委員長 次回は、来る五月十日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時九分散会

農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)

の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「且つ」を「かつ」に改める。

第二条から第五条の二までを次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「農産物」とは、米穀、麦(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ)、その他政令で定める農産物(農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもので政令で定めるものを含む。)をいう。

(米穀の生産者に係る検査)

第三条 米穀の生産者は、その生産した米穀を、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第十三号)第五十一条第一項の計画出荷米(第八条において「計画出荷米」という。)として売り渡し、又はその売渡しを委託しようとするときは、その売渡し又は委託の委託前に、もみ、玄米又は精米の区分(以下「米穀の区分」という。)に応じ、国の検査(以下単に「検査」という。)を受けなければならない。

2 米穀の生産者は、その生産した米穀で前項の検査に係る米穀以外のものについて検査を受けることができる。

(米穀の輸入者に係る検査)

第四条 米穀を輸入した者は、その輸入した米穀を政府に売り渡そうとするときは、その売渡し前に、米穀の区分に応じ、検査を受けなければならない。

2 米穀の輸入を業として行う者(以下「輸入業

者」という。は、その輸入した米穀で前項の検査に係る米穀以外のものについて検査を受けることができる。

(米穀の売買取引業者等に係る検査)

第五条 米穀の売買取引又は加工を業として行う者(以下「売買取引業者等」という)は、その所有し、又は占有する米穀で検査を受けていないものについて検査を受けることができる。

2 米穀の売買取引業者等は、その所有し、又は占有する米穀で検査を受けたものについて、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日以後において、検査を受けることができる。

一 輸入に係る米穀 第十六条第一項の規定により表示され、又は記載された検査年月日(この項の検査に係るものを除く)から起算して農林水産省令で定める期間を経過した日

二 その他の米穀 その生産された年の翌年の農林水産省令で定める日

(麦の生産者に係る検査)

第五条の二 麦の生産者は、その生産した麦について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十六条第一項の売渡し又は売渡しの委託を行うおとるときは、その売渡し又は売渡し前の委託前に検査を受けなければならない。

第五条の二の次に次の三條を加える。

(麦の輸入者に係る検査)

第五条の三 麦の輸入業者は、その輸入した麦について検査を受けることができる。

(雑用)

第五条の四 第三条第二項及び第五条第一項の規定は、麦について準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「第五条の二」と読み替えるものとする。

(米麦以外の農産物に係る検査)

第五条の五 米穀又は麦以外の農産物の生産者、輸入業者又は売買取引業者等は、その所有し、又は占有する農産物について検査を受けることができる。

第六条第一項中、「包装及び品位」を「及び荷造

り、包装等並びに品位及び成分」に改め、同条第二項中「但し」を「ただし」に、「事情」を「理由」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、第一項の規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、農産物の検査等に関し学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

第七條中「第三條第一項若しくは第二項、第四條又は第五條の規定による検査(以下単に「検査」という)は、省令の」を「検査は、農林水産省令で」に、「包装、荷造等の条件並びに品位」を「荷造り、包装等並びに品位及び成分」に改め、「規定により定められた」を削り、「基いて、各個に、又は抽出して」を「基づいて」に改め、同条に次の三項を加える。

2 第五條第一項(第五條の四において準用する場合を含む)、第五條の五及び第七條第二項の検査であつて、農産物の売買取引業者等からの第十一條第一項の請求により行うものについては、前項の規定にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより、銘柄についての検査を行わないことができる。

3 第五條第二項の検査は、第一項の規定にかかわらず、量目及び品位につき、行う。

4 米穀又は麦の成分についての検査(以下「成分検査」という)は、次に掲げる場合に限り、行う。

一 米穀又は麦について、成分検査をそれ以外の検査とともに受けようとする者から第十一條第一項の請求があつた場合

二 成分検査以外の検査を受けた米穀又は麦について、成分検査を受けようとする売買取引業者等から第十一條第一項の請求があつた場合

第八条中「十トン」を「農林水産省令で定める量目」に、「省令」を「農林水産省令」に、「包装、荷造等又は量目」を「量目又は荷造り、包装等」に改め、「つては」の下に、「米穀を計画出荷米として売り渡し、又はその売渡しを委託するため検査を受

ける場合その他農林水産省令で定める場合を除き、」を加え、ただし書を削る。

第十五條を削る。

第十四條第二項を次のように改める。

2 第十一條第一項の請求をした者次条第一項及び第二十條において「受検者」という。又はその代理人は、検査(成分検査を除く)の実施に立ち会ふことができる。

第十四條を第十五條とする。

第十三條第一項中「実施する」を「行う」に改め、同条第二項中「やむをえない事由」を「やむを得ない理由」に、「事由の」を「理由が」に改め、同条を第十四條とする。

第十二條中「省令の」を「農林水産省令で」、「票せん、標識を」を「票せん」に、「附きなければ」を「付さなければ」に改め、同条を第十三條とする。

第十一條の二を削る。

第十一條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「もみ、玄米又は精米」を「米穀に」、「売り渡す」を「売り渡し」、又はその政府への売渡しを委託するに改め、同項第三号を削り、同条第三項中「省令の」を「農林水産省令で」に改め、同条を第十二條とする。

第十條第二項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第十一條とする。

第九條の見出しを「検査を行う者」に改め、同条第三項中「行つ」を「行つて」に、「但し」を「ただし」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に改め、同条第四項中「証票を」を「証明書に」、「要求」を「請求」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(指定検査機関)

第十條 食糧事務所長は、農林水産大臣が指定する者(以下この条及び第二十條の二第一項において「指定検査機関」という)に対し、成分検査の業務を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた指定検査機関の役員又は職員で当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)そ

の他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による指定の基準、指定検査機関の業務の方法その他指定検査機関に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六條第一項中「品位の格付を行った」を「検査が完了した」に、「省令の」を「農林水産省令で」に、「包装」を「包装、容器」に、「票せん」を「票せん」に改め、「受検者に」の下に「これらの事項を記載した」を加え、同条第二項中「票せん」を「票せん」に、「にまぎらわしい」を「と紛らわしい」に、「附して」を「付して」に改め、同条第三項中「附して」を「付して」に、「消した」を「除去し、又は抹消した」に改める。

第十七條中「米麦は、左の」を「米穀又は麦は、次の」に、「検査を」を「検査(第三号に該当する場合にあつては成分以外の事項の検査、第四号に該当する場合にあつては同号の検査を受ける前に受けた検査に係る量目及び品位についての検査)」に、「但し」を「ただし」に、「第二号又は第三号」を「第一号又は第二号」に改め、第一号を削り、同条第二号中「消され、除かれ」を「抹消され」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号中「記載が」の下に「抹消され」を加え、同条を同条第二号とし、同条に次の二號を加える。

三 米穀の区分に変更が生じた場合

四 第五條第二項(第二十一條の二第三項において準用する場合を含む)の検査に係る前条第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された場合

第十七條に次の一項を加える。

2 第三條第一項、第四條第一項、第五條の二又は第二十一條の二第一項の検査を受けた米穀(精米を除く。以下この項において同じ)又は麦であつて、前項第一号から第三号までに掲げる場合に該当するため検査を受けていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しようとする売買取引業者等は、その売

渡し又は売渡しの委託前に検査を受けなければならない。この場合において、米穀については、米穀の区分に応じ、検査を受けなければならない。

第十八条中「消させ」を「除去させ」に、「除かせ」を「抹消させ」に改める。

第十九条第一項中「省令」を「農林水産省令」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十条中「積替」を「積替え」に改める。

第二十条の二第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者又は指定検査機関に対し、必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の工場、事務所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、農産物若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二十条の二第二項中「職員が」を削り、「行う場合においては、省令の定めるところにより」を「する職員は」に、「証券」を「証明書」に、「関係人の要求がある」を「関係者の請求があつた」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第二十一条中「米麦」を「米穀又は麦」に、「所有者又は占有者」を「生産者又は売買取引業者等」に、「第五条」を「第五条の五」に改め、「国の」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(政府が輸入する米麦等に係る検査)
第二十一条の二 政府は、次に掲げる米穀又は麦について検査を行うものとする。

一 政府の輸入を目的とする買入れに係る米穀又は麦で検査を受けていないもの

二 政府の所有に係る米穀又は麦であつて、第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる場合に該当するため検査を受けていないものとみなされたもの

2 第七條第二項の規定は、前項第二号に掲げる米穀又は麦についての同項の検査について準用する。

3 第五條第二項及び第七條第三項の規定は、政府の所有に係る米穀で検査を受けたものについて準用する。この場合において、第五條第二項中「受ける」とあるのは、「行う」と読み替へるものとする。

4 第七條第四項の規定は、政府の所有に係る米穀又は麦について準用する。この場合において、同項第一号中「受けようとする者から第十一条第一項の請求があつた」とあり、同項第二号中「受けようとする売買取引業者等から第十一条第一項の請求があつた」とあるのは、「行う」と読み替へるものとする。

5 第一項及び前二項の場合には、第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第十八条及び第十九条の規定は適用しない。

第二十二條中「左の」を「次の」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中第二項若しくは第三項又は第四條を「第四條第一項、第五條の二又は第十七條第二項」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第二十三條中「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(食糧管理特別会計法の一部改正)
第四条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條ノ三中「第十一條第三項」を「第十二條

第三項に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)
第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十一条第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条第二項中「第十二條第三項」を「第十二條第三項」に改める。

理 由

最近における農産物の生産、流通及び消費をめぐる諸情勢の変化に対処し、農産物の公正かつ円滑な取引を助長するため、米麦に係る検査対象の見直し、成分についての検査の実施、指定検査機関の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律

目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 都道府県緑化推進委員会(第五条―第十二条)
第三章 国土緑化推進機構(第十三条―第十五条)
第四章 緑の募金(第十六条―第二十三条)
第五章 雑則(第二十四条―第二十六条)
附 則

(目的)
第一条 この法律は、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「国民」と総称する。)が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、もつて我が国における森林の整備及び緑化の推進並び

にこれらに係る国際協力の推進に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「森林整備等」とは、次の各号に掲げる活動をいう。

一 森林の整備
二 緑化の推進

三 森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力

2 この法律において「緑の募金」とは、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限つて緑の募金という名称を用いて行う寄附金の募集であつて、その寄附金を森林整備等の推進に用いることを目的とするものをいう。

(基本理念)
第三条 森林整備等は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の世代にわたつて人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならない。

(啓発活動)
第四条 国及び地方公共団体は、森林及び樹木の果たしている役割の重要性についての国民の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

第二章 都道府県緑化推進委員会
(指定等)
第五条 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者(以下「都道府県緑化推進

委員会」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 都道府県緑化推進委員会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第六条 都道府県緑化推進委員会は、当該都道府県の区域において、緑の募金による寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。

二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者に対して交付金の交付を行うこと。

三 森林整備等の事業を行うこと。

四 森林整備等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(運営協議会)

第七条 都道府県緑化推進委員会は、運営協議会を置くものとする。

2 運営協議会は、都道府県緑化推進委員会の諮問に応じ、都道府県緑化推進委員会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事の認可を受けて、都道府県緑化推進委員会の代表者が任命する。

(事業計画書等)

第八条 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で

定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第九条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(改善命令)

第十条 都道府県知事は、第六条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県緑化推進委員会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十一条 都道府県知事は、都道府県緑化推進委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第六条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第十二条 前条第一項の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第三章 国土緑化推進機構

(指定)

第十三条 農林水産大臣は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(業務)

第十四条 前条の指定を受けた者(以下「国土緑化推進機構」という。)は、緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 緑の募金並びに緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金の管理を行うこと。

二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者のうち国土緑化推進機構による助成を受けることが適当なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに対して交付金の交付を行うこと。

三 森林整備等の事業のうち国土緑化推進機構が行うことが適当なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものを行うこと。

四 都道府県緑化推進委員会相互の連絡及び業務の調整を行うこと。

五 都道府県緑化推進委員会に対する指導及び助言を行うこと。

六 都道府県緑化推進委員会の業務に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七 森林整備等に関する調査及び研究を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(運用)

第十五条 第五条第二項から第四項まで及び第七条から第十二条までの規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「前項」とあるのは「第十三条」と、同条第三項及び第四項、第七条第三項並びに第八条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九条中「寄附金」とあるのは「寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金」と、第十条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「第六条」とあるのは「第十四条」と、第十一条第一項中「都道府県知事」とあ

るのは「農林水産大臣」と、「第五条第一項」とあるのは「第十三条」と、同項第一号中「第六条」とあるのは「第十四条」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

第四章 緑の募金

(緑の募金の性格)

第十六条 緑の募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(意見の聴取)

第十七条 国土緑化推進機構は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、当該緑の募金を行うおとする地域の属する都道府県の都道府県緑化推進委員会の意見を聴かなければならない。

(寄附金の使途)

第十八条 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、緑の募金による寄附金の一部を国土緑化推進機構に交付するものとする。

2 都道府県緑化推進委員会は、前項に定めるところによるほか、緑の募金による寄附金を、第六条に規定する業務の実施に要する経費に充てることができる。ただし、当該都道府県の区域外における森林整備等の推進のために農林水産省令で定める使途に用いる場合は、この限りでない。

3 国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金及び第一項の規定により交付された寄附金を、第十四条に規定する業務の実施に要する経費に充てることができる。ただし、当該国土緑化推進機構に充てられる以外の使途に用いてはならない。

(計画の公告及び届出)

第十九条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴いて、当該緑の募金の目標額及び当該緑の募金による寄附金の使途についての計画を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(交付金の交付等の決定)

第二十条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金

による寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付先及び交付する額並びに同条各号(同条第二号を除く。)に掲げる業務ごとのその業務の実施に要する経費に充てる当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額を決定しようとするときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴かなければならない。

(結果の公告及び届出)

第二十一条 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度に行つた緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付を受けた者の氏名又は名称及び交付した額並びに同条各号(同条第二号を除く。)に掲げる業務ごとのその業務の実施に要する経費に充てた当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てた当該寄附金の額を公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(準用)

第二十二条 前三条の規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第十九条中「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七条第一項」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第二十条中「緑の募金による寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金又は第十八条第一項の規定により交付された寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七条第一項」と、第二十一条中「緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付された寄附金のそ

れぞれの総額、これらの寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てた当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

(情報の提供)

第二十三条 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金についての国民の理解を深めるため、緑の募金による寄附金を用いて行われた森林整備等の成果に関する情報が提供されるように努めなければならない。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は都道府県緑化推進委員会に対して、農林水産大臣は国土緑化推進機構に対して、これらの団体の業務の適正な運営を確保するため必要限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(省令への委任)

第二十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(罰則)

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第十九条(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による公告又は届出をしなかつた者

平成七年五月二日印刷

平成七年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

二 第二十一条(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による公告若しくは届出をせず、又は虚偽の公告若しくは届出をした者
三 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
2 都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構に対して同項の刑を科する。

附則

この法律は、平成七年六月一日から施行する。

理由

森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、我が国における森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資するため、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置等を講ずることにより、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。